

## 営業店の臨時休業および営業再開に関する公告

呉信用金庫は、下記営業店につきまして臨時休業いたしますので、休業期間、営業再開日等に関して、定款第6条および信用金庫法第89条において準用する銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

1. 臨時休業する営業店  
高屋支店（東広島市高屋町杵原1776番地）
2. 臨時休業する期間  
令和元年5月1日から5月3日まで
3. 営業再開日  
令和元年5月4日
4. 臨時休業する業務  
全ての窓口業務

以上

平成31年4月22日  
広島県呉市本通2丁目2番15号  
呉信用金庫  
理事長 榎岡 敬人